

令和 2 年 9 月 18 日

京丹後市入札参加資格登録業者様

京丹後市総務部入札契約課

法定外の労災保険の付保について

令和元年 6 月に改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 7 条第 1 項第 1 号において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という）の保険料を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが、発注者等の責務として位置づけされたことを踏まえ、法定外の労災保険の付保を要件化することとしましたので、お知らせします。

記

1. 保険付保の確認

受注者は、その証券等を発注者に提示することとします。

2. 適用時期

令和 2 年 9 月 25 日以降に入札公告及び指名通知等を行う案件から適用

3. 留意事項

受注者は、契約締結後、監督員に提示してください。

- 改正品確法において、労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映が法定化されたことを踏まえ、全工種区分の現場管理費を改定。
※併せて、入札説明書において労災補償に必要な保険の付保を要件化

● 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

<補償の経緯>
R1.5.28 衆議院本会議可決（全会一致）
R1.6.7 参議院本会議可決（全会一致）
R1.6.14 公布・施行

背景・必要性

- 1. 災害への対応**
○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務
- 2. 働き方改革関連法の成立**
○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務
- 3. 生産性向上の必要性**
○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務
- 4. 調査・設計の重要性**
○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要

- 1. 災害時の緊急対応の充実強化**
【基本理念】 災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
【発注者の責務】
①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用
- 2. 働き方改革への対応**
【基本理念】 適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮
【発注者の責務】
①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
③設計図書の変更に伴い、工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等
【公共工事等を実施する者の責務】 適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
- 3. 生産性向上への取組**
【基本理念、発注者・受注者の責務】 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 4. 調査・設計の品質確保**
公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け
- 5. その他**
(1) 発注者の体制整備
① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等
(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】
(3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

現場管理費率（算定式）の改定



現行 「河川・道路構造物工事」の事例

工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
河川工事	43.20%	$1270 \times N p^{-0.2145}$	14.90%

改定

工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
河川工事	43.43%	$1276.7 \times N p^{-0.2145}$	14.98%